

給付型奨学金の早期の拡充及び制度の漸次見直しを求める意見書

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
文部科学大臣 松野博一 殿
各政党 代表者 殿

全国青年司法書士協議会
会長 広瀬 隆
東京都新宿区四谷2-8 岡本ビル5階
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527
URL <http://www.zenseishi.com/>

全国青年司法書士協議会（以下「当協議会」という。）は、全国の青年司法書士約2,700名で構成され、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。当協議会は、すべての子供たち・青少年の教育を受ける機会の均等を実現し、貧困の連鎖を断ち切る立場から、奨学金制度の改善及び学費を含めた教育費負担の軽減に関し、昨年12月22日付で「給付型奨学金の早期の創設と拡充、並びに、学費負担の軽減を求める意見書」を国に対して提出したが、今般、給付型奨学金制度の創設を盛り込んだ「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」（以下「法案」という）が可決・成立したことに伴い、下記のとおり意見を表明する。

第1 意見の趣旨

給付型奨学金の早期の拡充及び制度の漸次見直しを求める。

第2 意見の理由

1. 給付型奨学金制度創設の歓迎と残された課題

今回の法改正の主な内容は、日本学生支援機構の目的（第3条）と業務（第13条）に「学資の支給（給付型奨学金）」を追加するものであり、これまで日本に存在しなかった大学生等を対象とした国の給付型奨学金を創設する法案成立は歓迎すべきである。

しかし、以下のとおり、残された課題も多く存在する。

2. 給付型奨学金制度の早期の拡充を

①成績要件

成立した法案において奨学金の給付（学資の支給）にあたっては、貸与の対象となる「優れた学生等」に加えて「特に優れた者」として、省令において「成績」を基準としているが、平成26年に文部科学省が発表した「全国学力・学習状況調査」の分析結果の中で、

親の世帯収入と子どもの成績の相関関係があるとされていることから、既に世帯収入が低い結果として高校の成績に悪影響が出ている場合に、奨学金の利用を阻む可能性がある。また、これら対象者の限定は同世代の機会の公平化という理念に反しており、給付型奨学金を利用できた者と、できなかった者の間で社会的な分断を生む危険性をはらむものであり、施行5年後の見直し時期以前であっても、随時見直しが必要である。

②対象者

今回、給付型奨学金の対象者を支援の必要性の高い住民税非課税世帯、児童養護施設出身者等に限定して実施することとされているものの、これらの状況下にある高校1学年あたりの生徒数15.9万人（平成28年12月19日文部科学省給付型奨学金制度検討チーム「給付型奨学金制度の設計について〈議論のまとめ〉」）に対して、2017年度は約2,800人を対象に先行実施することが予算措置されたのみで、本格実施と位置付けられる2018年度以降も2万人のみを対象としており、少なくみても、上記15.9万人の内進学者として推計されている1学年あたり6.1万人にも遠く及ばず、経済的理由で進学が困難な状況にある子供たち全員が利用できない事態が続くことが懸念される。

特に、児童養護施設出身者の大学進学率は全高卒者と比して、4分の1程度となっており、進学を希望する者が利用しやすい制度設計になっているかは検証が必要である。

また、今回の創設の制度趣旨は、経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しすることであり、機会の公平化という観点からも、中間層の世帯を含む段階的な拡充が求められる。いわゆる中間層の世帯の学生においても、現実に貸与奨学金の返済のため、収入が安定しない非正規雇用やいわゆるブラック企業・ブラックバイトと表現される劣悪な労働環境での就労を選択するほかない労働者が多数生まれており、今後、柔軟に中間層にまで広げていくべきである。

③支給額

今回、支給金額は政令で定めることとされ、給付金額は、学生が自宅から国公立の大学などに通う場合は月2万円、自宅から私立に通う場合や、下宿先から国公立に通う場合は月3万円、下宿先から私立に通う場合は月4万円が基準（2018年度以降の金額）となっており、支給金額についても、文部科学省の示す学生生活費に比して、決して十分とは言えず、これまでの貸与額と同等（自宅国公立でも月3万円または4万5千円から選択）の更なる増額が必要である。

特に文部科学省の示す学生生活費は、月約2～8万円の授業料等への家計支援があることを前提に追加必要額を導き出しており、これらの支援が見込めない児童養護施設出身者で大学等へ進学した者が現に経済的理由で約3割程度中退していることにも配慮した金額設定が必要である。

結局のところ、今の金額では、家計支援の見込めない学生は、過度にアルバイト等をせざるを得ず、結果として成績不振等の影響が出た場合、奨学金の交付が止まる制度設計と相まって利用を躊躇することが懸念される。

④授業料免除の場合の減額

国立で授業料の全額免除を受ける場合は、給付月額が減額される制度設計になっているが、給付型奨学金を利用する学生の多くは授業料免除を利用することが想定されるため、月2万円、3万円とただでさえ十分とは言えない金額からさらに減額されるとなれば、結局は併存する貸与型を利用せざるを得ないことが予想され、直ちに制度設計の見直しが求められる。

⑤財源確保の問題

給付型奨学金の創設の検討が始まって以降、民間企業や自治体における給付型奨学金の創設に向けた動きが進んだことは経済的理由で進学を躊躇する学生にとって心強いことであるが、そういった民間企業や自治体に任せる姿勢ではなく、国策として十分な予算確保を図るべきである。上記の課題が解消されないことが、単に財源に起因することが無いように強く求める。

よって、当協議会は意見書の趣旨記載のとおり意見する。

以上